

「社会的養護」とは？



東京都には、親の病気、離婚、経済的理由、虐待等のさまざまな理由により家族と離れて暮らすこどもが約4,000人います。

そのようなこどもたちを社会全体で支える仕組みを「社会的養護」といいます。



「里親制度」とは？



「里親制度」は、社会的養護の制度の一つで、さまざまな事情で家族と離れて暮らすこどもを、自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育する、児童福祉法に基づいた「こどものための」制度です。

里親として登録された方にこどもを公的に養育していただきます。



お問い合わせ

- ◆文京区児童相談所 里親担当
 - ◆文京区里親養育包括支援機関（フォスティング機関）二葉乳児院
- TEL:03-3811-5241** (平日 9:00~17:00)
FAX: 03-3811-5226
〒112-0002
東京都文京区小石川3丁目14番7号



■フォスティング機関 二葉乳児院とは

文京区の里親養育包括支援機関（フォスティング機関）事業を受託しています。

こどもが家庭の温かい愛情のもとで暮らせるよう「里親制度の普及啓発」「里親の研修やサロンの実施」「里親家庭の訪問支援」「こどもの自立後の支援」まで、切れ目のない支援を行っています。



文京区里親制度のご案内

こどもたちの新しい扉をひらく

～里親というカタチ～



詳しくは、文京区児童相談所・里親養育包括支援機関（フォスティング機関）までお気軽にお問い合わせください。



里親の種類

養育里親

養子縁組を目的とせず、こどもが家庭のもとに戻るまでの間や自立するまでの間、養育をします。預かる期間はこどもや家庭の状況によりさまざまです。

養子縁組里親

養子縁組を結ぶことを前提として、こどもを養育する里親です。養子縁組が成立するまでの間、里親としてこどもを養育します。

このほかに、

専門養育里親

親族里親

などがあります。

里親の要件 <抜粋>

☆文京区在住であること

☆心身ともに健全であること

☆養育里親の場合、20歳以上の同居者がいること
養子縁組里親の場合、原則として25歳以上であり婚姻していること。

☆家族構成に応じた適切な住環境であること

※他にも要件があります。詳しくはお問合せください。(文京区児童相談所ホームページ「文京区里親登録基準」でもご確認いただけます。)

私も里親になれる？

Q. 子育て経験がないけど・・・

A. 子育て経験がない方も多くいらっしゃいます。養育に必要な知識等を身につけるための研修や子育ての支援を受けることができます。

Q. 共働きでも大丈夫？

A. 共働きでも里親になることができます。児童相談所が必要と認めた場合には、保育所や幼稚園の利用も可能です。ただし、交流中や受託後は、お仕事の調整が必要となる場合があります。

Q. 単身でもなれますか？

A. 配偶者がいない方が里親になるためには、生活を共にしている20歳以上の方で、子育てを一緒にできる方が必要です。

Q. 短期の養育でもよいのですか？

A. 養育期間は、長期間だけでなく、親の入院や出産等で1週間～2か月程度の短期間の養育をお願いする場合があります。

Q. 経済的負担はどのような？

A. 里親としてこどもを養育している場合は、こどもの養育費や医療費、里親手当(養子縁組里親、親族里親を除く)が支払われます。

里親登録までのステップ

文京区児童相談所では、里親登録まで以下のようなステップを進めていきます。里親になるための要件を満たしているか確認し、研修で里親種別による違い、こどもの福祉のための制度であること、こどもの背景、里親の役割等について説明します。

1. お問合せ・説明会

2. 面接・申請要件の確認

3. 研修受講

4. 申請・訪問調査

5. 児童福祉審議会で審議

6. 登録

里親養育は「チーム養育」

こどもの養育は、里親と、里親を支援する関係機関がチームを組んで行います。

里親家庭だけで抱え込まないように、困ったときの相談やサポート、養育に疲れたとき等に休息できる支援もあります。

